

平成25年度 第1回島根県社会教育委員の会

日時：平成25年8月27日（火）

10:00～12:00

場所：サンラポーむらくも 瑞雲の間

議 事

(1) 報告事項

- ①島根県社会教育委員の一部改選について
- ②平成25年度社会教育行政の方針と事業について概要を説明

(2) 協議

「ふるさと教育に関する提言」について協議をした。内容は以下のとおりである。

○有馬座長

それでは、進行役を務めさせていただこうと思います。よろしく申し上げます。

お手元の次第をご覧くださいと思います。報告事項のところに2つ項目がございます。島根県社会教育委員の一部改選について、これからこれについてご説明をいただきます。その次の平成25年の社会教育行政の方針と事業について、これにつきましては後回しにさせていただいて、後ほど教育長さんもいらっしゃるそうございますので、そういった時点で取り扱いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局のほうから今の委員の一部改選について説明をお願いします。

○山本SL

失礼いたします。資料の1をごらんください。島根県社会教育委員の皆様には、2年の任期ということでお願いしております。各団体の代表等の方については代表の方が交代されることがありますので、それにあわせて改選をお願いしております。資料1を見ていただきますと、今回5名の方に新たに委員にお就きになっていただいております。

名簿を見ていただきますと、3番目の隠木哲朗様がかわれまして、西ノ島町教育委員会教育長の吉谷進様にお願いをしております。隠岐地区については今まで隠岐の島町、それから海士町、知夫村から出ていただいておりますけれども、今度は西ノ島町ということでお願いをさせていただいております。名簿の10番目の田中耕太郎様が代わられましたので、津森良治様に委員をお願いをしております。それから、12番目の中路輝子様がかわれまして、杉原充知恵様に委員をお願いをしております。14番目、濱田清行

様が代わられましたので、舟木健様にお願いをしております。19番、三浦尚二様が代わられましたので、平野謙治様に委員をお願いしています。委員の任期については残りの任期ということですので、来年の6月23日までということになっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

あわせて、資料の2を見ていただきますと、社会教育委員の会についての資料を載せております。引き続きの委員の方については、既にお伝えしておりますが、社会教育委員について改めて説明をいたします。

社会教育委員は、社会教育法の第15条に規定されています。都道府県、市町村に社会教育委員を置くことができるということがあります。その中に委嘱の構成も述べられていて、学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者ということで、この中からお願いをしています。なお、職務についても同じく社会教育法の中にありますけども、全部で4つの職務が述べられております。大きな職務としては、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するというので非常に大事な会だということになります。

それから、具体的な中身について4つあります。1つ目、社会教育に関する諸計画を立案すること、2つ目、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、3つ目、前2つの項目を行うに当たって必要な調査研究を行うこと、そして4番目、その他ということで、補助金を交付しようとするときには審議を受けることになっております。

なお、本県については県の条例、島根県社会教育委員の定数及び任期に関する条例で規定されておまして、定員は20名、任期は2年となっております。これまでおおむね年2回の開催ということで、大体6月から8月に、それから2月から3月に開催をしております。主な議題についてはその時々によって変わりますが、島根県の社会教育行政やそのときの社会教育に関する課題について御意見をいただいております。

以上が社会教育の会についての説明でございます。

○有馬座長

ありがとうございました。新しく委員になられました委員の皆さん、よろしくお願いたします。

ちょっと1分ほどいただいて、前回か前々回にお話ししたような気がしますが、前島委員さんには、島根県内の各市町村の社会教育委員を代表する社会教育委員連絡協議会というのがございまして、その組織の代表としてここへ出ていただいているというところがござ

います。その会の全国組織も当然ありますし、中四国の組織もございます。そういったところで近年話題になっていること、これは先ほど山本先生のほうから説明がありましたが、社会教育法の改正が近々行われるわけでございます。来年の4月ですかね。それに伴って、社会教育委員の制度等についても中央の方で随分議論をされたと、これはもっと広く言う
と教育委員会制度等についての検討も戦後60年たって非常に行われてきております。

簡単に申し上げますと、これは極論ですが、教育委員なんて要らんじゃないとか、社会教育委員も要らんじゃないとか、そういう不要論さえも出るぐらい教育委員等に対する再検討がいろいろな議論を伴って行われております。そういったことを受けまして、中央の方でも社会教育委員の役割、任務というものについて改めて考え直すと同時に、私たち委員も改めてそういう気持ちで何をなすべきかということを実際に考えると同時に必要性を十分示す必要もございまして、役に立つ委員会、委員としてやっていかなければいけない、そういうことを気持ちを新たにやっていく必要があるかと思っております。

きょうは前回、前々回にこの委員の皆さんから出ましたように、もっと我々も役に立つ活動をしようというような意味も込めまして、今回、ふるさと教育に対する提言を議論して、私どもの意見を積極的に教育行政にも反映させていく、そういう役割をも担っていかうというようなことで、こういったことになっておるわけでございます。

これから協議に入りますけれども、島根県の社会教育委員の会では、ふるさと教育に関する提言を、ワーキング会議を中心にして原案をつくっていただいております。これを今日、皆さんに協議していただきまして、これを県の教育長等に提出し行政に生かしていただくということでございます。これも私どもの仕事の一環でございますが、先ほど申し上げましたように、この会での役割以外にも、日ごろから社会教育委員としての存在感のある活動をやるように心がけていただいて、お互いにそういう気持ちでいきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、協議に入らせていただきますが、まず、ワーキング会議の経過等について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○山本 S L

失礼をいたします。お手元の資料4をごらんください。これが島根県社会教育委員の会からの提言ということで、案をワーキング会議の皆さん方にまとめていただいたものでございます。昨年、平成24年度の社会教育委員の会の折に、何か形に残して、県の教育行政について方向性を示すということで御意見いただきまして、県の教育行政の重点施策で

あるふるさと教育について提言をしようということになりました。ただ、この全体の会議ではなかなか議論が進みませんので、少し人数を絞ってワーキング会議で案をつくって、それを全体の会に諮ろうということになっております。

資料の4、冊子になっておりますけども、資料3と資料4があります。この資料の3のところにワーキング会議の委員の皆様の名簿が載せてあります。大岩様、神様、仲野様、藤原様、前島様、この5名で議論をして案をつくっていただきました。

それから資料4についてはワーキング会議の経過なんですけども、今まで4回ほど開催をしてきております。25年の1月30日に第1回のワーキング会議で、どんなふうはこの提言をつくっていくのかということで話をさせていただいて、第4回の7月23日については素案について検討していただきました。なお、第5回とありますのは、今回の会議で大きな修正等が出た場合には、再度ワーキング会議等で修正という形を予想しまして第5回ということを入れておりますが、これは開催しない可能性もあるということです。

これまで4回にわたってワーキング会議でふるさと教育についての提言を議論をしていただきました。特に第2回については、これまでの成果と課題について各ワーキング会議の委員の皆様方からたくさんの項目を出していただいて、それを整理してまとめました。

それから、資料2なんですけど、これはこの本会議なんですけども、平成24年の第2回の会議では、この提言について議論をしていただいて、それをもとにワーキング会議でもということで、ワーキング会議、本会議ということでこれまで議論をしてきました。

それから、資料2なんですけど、第1回の平成25年8月7日としておりますが、これは24年ですので、訂正をお願いいたします。これまでの経過について御報告させていただきました。

○有馬座長

ありがとうございました。大体経過はおわかりいただけたと思いますので、今度は黄色い表紙の資料4の中身について、ワーキング会議の委員のほうから説明をお願いいたします。きょうは実はワーキング会議で座長を務めてくださいました仲野委員さんが欠席でございます。かわりまして前島委員さんに説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○前島委員

失礼をいたします。今、有馬座長さんのほうからお話がございましたが、仲野先生がどうしても今日は出られませんので、ほかの委員さんから、特に神先生から御指名いただき

まして、仲野先生みたいなわけにはいきませんが、一応そういった皆さんの今日までまとめてきた意向を、提言の骨子等々お話をさせていただきます。

資料とあわせてごらんになっていただくといいかと思いますが、事務局のほうから説明のありました4回の会議を重ねてきたわけですが、その会議の概要については、提言の全体構成、あるいは提言に向けてのスケジュールについて、それから次にふるさと教育の現状と課題について、それから提言の骨子、構成について、それからいわゆる提案についての協議を行っております。

提言の構成案を次のとおりとしております。Ⅰに、まず9年間のふるさと教育の取り組みの概要を記載しております。それからⅡに、ふるさと教育の成果と課題をまとめております。成果については学校、子ども、地域の3つの視点から、課題については学校、地域の2つの視点から記述をしております。それからⅢに、これまでの成果を踏まえて、ふるさと教育推進の必要性を記述しております。それからⅣに、これからのふるさと教育への提言を述べております。提言は、学習内容や関連性の深まりを図ること、それから2番目に、学校を応援する体制づくりを進めること、それから3番目に、島根県内の全ての子どもたちを対象とすることの3つの項目から構成しております。資料としては、成果と課題の根拠ともなる学校、市町村教育委員会へのアンケートの結果、教員を対象とした研修会の受講者アンケート結果をつけております。

提言についてでございますが、まず、私たち社会教育委員の会としては、「ふるさと」を「人間形成に大きな影響を与える人々や場所」と捉えております。そのことを1ページ目に記述してあります。これまでの取り組みの変遷は2ページに載せておるわけですが、平成17年度から19年度までの第1期、平成20年から22年度の第2期、平成23年度から25年度までの第3期と分けて記述をしております。

次に、ふるさと教育の取り組み状況、3ページ、4ページですが、学校と地域の2つの視点から述べております。このグラフは、平成24年度に実施した小・中学校のアンケート結果から抜粋しております。それから、次に、成果と課題、これは5ページです。それぞれの記述の根拠となるデータを示していませんが、後の資料を参照していただきたいと考えております。それから、次に、ふるさと教育推進の必要性について、子どもたち、学校、地域という3者にとっての必要性を述べております。

次に、提言は3つの小項目としております。1つ目は、学習内容の関連性や深まりを図ること。というのは、ふるさと教育を進めるのは学校であることから、学校における取り

組みを述べたものであります。特に、子どもたちの意識や学習内容がつながるような工夫が必要であると考えております。また、小・中学校の連携についても進めていく必要性があるかと考えております。これは、島根県では小・中一貫教育が今現在進められておりますが、これはごく一部でありまして、ほとんどがまだ小・中一貫教育が進められてない、そういうことに取り組んでいくということが今後必要ではなかろうかということをお話させていただきます。

2つ目は、学校を応援する体制づくりを進めることとしております。ふるさと教育を進めるには、NPOや企業など、専門性を有する機関や団体と連携する必要性があること、学校内部でそうした連携を進める教員の役割を明確にすることを述べております。さらに、教員のふるさと教育に対する意識の向上や地域への理解を深める研修の重要性を述べております。

次に、市町村や公民館は地域の情報を収集したり地域資源の教材化を図ったりしながら学校に提供すること、あるいは市町村教育委員会や教育事務所では、学校教育と社会教育のさらなる連携を図ることについて述べております。この辺が今後非常に大事な部分になるかと思っております。

3つ目は、島根県内全ての子どもたちを対象とすることとしています。なぜなら、現在のふるさと教育は市町村立小・中学校を対象としておるからであります。また、小さいころから各家庭で地域とのつながりを意識させるような取り組みを期待したいとしております。ここで言っているのは、私立の中学校、高校等もありますので、そっちのほうへもやっぱり広げていかなきゃいけないんじゃないかという部分があるからでございます。それからふるさと教育は学校と地域に任せておればよいということじゃなくて、家庭でもやはりふるさとというのはどういうもんなんだという、家庭教育の中で進めていくことも必要だということを述べております。

以上、簡単ですが提言内容について説明をいたしました。これは提言でございますので、今後の方向性を示すことから、具体的な方法や詳細な各論については記述しておりません。いろいろこれについて御質問等があるかと思いますが、仲野先生みたいに私はいきませんので、あと3人の優秀な委員さんがおられますから、それぞれにフォローしていただければというふうに思っております。

以上でワーキンググループの提言の骨子についての発表を終わらせていただきます。

○有馬座長

ありがとうございました。4回にわたってワーキング会議を開いて、この原案を作成していただいたわけでございます。今日この席で議論していただきましてなるべく成案に持って行って、近々教育長へ提言を提出するという形になるわけですので、そのことを承知した上で、皆さん読んできていただいた方も多いと思いますが、今日は、できる限り御意見を出していただけたらと思います。

まずはワーキング会議の皆さん、本当に御苦労さまでございました。もう一息頑張ってくださいたいと思います。

それでは、予定としては、きょう12時ごろまで会議が予定されてるわけですが、もう一つ議題を残しております。11時半ごろまでこの議論を続けたいと思いますので、ざっと1時間ございます。そのことを承知の上で、どんどん意見を出していただきたいというふうに思います。

では、初めに御説明もいただきましたし、それから原稿を読んでいただいたわけでございますので、それらをもとに質問等を出していただけたらと、それについての回答は事務局並びに委員さんのほうから、どなたからでも結構ですので説明いただけたらというふうに思います。よろしくをお願いします。

まず、私から。提言に当たって、この一番下に私の名前が出ておりますが、その前に会長と書いてあります。皆さんも承知しておっていただきたいですが、社会教育委員の会に会長はございませんので、会長という言葉は使えないというふうに思います。非公式に座長なんて言葉をこの場で使ってる場合もございますけども、肩書は皆同じ委員でございますので、よろしくをお願いします。どうぞ、ほかにございましたらお願いします。

○安部委員

よろしいですか。うまくまとめてあると思うんですけども、教育行政の役割というのですか、現場からすると県内のふるさと教育はこういうふうに行われているということで調査してもらって分析、考察してもらおうと非常にありがたい。教育行政はこういうふうにかかわりなさいよ、こういう役割があるんじゃないですかということを提言の中に入れておいていただくと、教育行政のかかわりというのが見やすいかなと思うんですが、その辺はどこに入ってるのか、あるいは検討されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○有馬座長

今回、ワーキンググループを開催するに当たって、行政に対するアンケートや調査はし

てないでしょう。

○山本 S L

市町村の教育委員会のアンケートをしております。それは、資料の3枚目のところに円グラフで掲載しています。これが市町村教育委員会のアンケート結果ということになっております。このページの両面にわたって教育委員会に質問した事項が載せてあります。

○安部委員

それで要は、ふるさと教育をより高めていくためには、教育行政はこういうふうにかかわるべきだという提言は必要ないかということなんです。現場からすると、県内のいろいろな事情を調査してもらって情報提供していただくといろんな参考にもなるし、ふるさと教育が高まっていくんじゃないか、現場からもそういう要望はあるんじゃないかなと思うけれど、提言の中にあるのかないのか。

○山本 S L

提言の8ページ目に学校を応援する体制づくりを進めることという項目があります。ここに白丸が3つあり、教育行政についての提言を盛り込んだと考えています。安部委員がおっしゃったように、明確に触れてはいないので、少し弱いかなと思います。例えば白丸の1つ目の中ほどに教員自身の意識、理解を深めるための研修とか、白丸の2つ目、ここは市町村について書いてありますけども、さらなる資源開発と教材化、3つ目は、教育事務所、教育委員会については、学校教育と社会教育の連携をさらに進めてくださいということを書いています。具体的には述べていません。

○有馬座長

ふるさと教育を推進していく上での市町村等の教育委員会、教育行政の役割に関して、もう少し踏み込んで記載して盛り込んでもいいのではないかなというようなニュアンスの提言だと思いますが、それを今後、修正的に盛り込むかどうか、これに関してもほかの委員の皆さんからまた見解を出していただいて、総合的に判断させていただくということをお願いしたいと思います。

○安部委員

あくまで提言ですので、一般的にわかることを提言するのではなく、ポイントを絞って、こういうことはちゃんとやりましょうという形で提言したほうがいいんじゃないかなという思いです。御検討いただいたらと思います。

○前島委員

ちょっとそのことについて、ほかの委員の御意見もお聞きしたいと思いますね。それぞれの地域の特性とかいろんなことがあるので、あまり具体的にこうあるべしということをやったってないんですよね。だけど、これとこれとは絶対一つの基本路線としてやるべきだというようなことなのかどうなのか、その辺のことも含めてほかの委員さんの意見も聞きたいと思います。

○有馬座長

ほかの委員さん、この教育行政との関連に関して何か御意見ございませんでしょうか。

○栗栖委員

御苦労さまです。本当に大変な作業をされたかと思います。提言を作るにあたって、アンケートに基づいてとか実態のいろんな取り組みというのをベースに議論がかなり展開されたのか、あるいは非常に総論的な議論の中でこれが出てきたのか、これが出てきたプロセスをもう少し伺いたいと思います。社会教育の成果を見たときに、一つ一つの取り組みだったり、子どもたちや大人の意識の変容といったようなエピソードの部分というものから、やはり成果とか評価というのはなされるべきものかというふうに思っています。そういった意識の変化とかというのは決して単年度ではできない部分もありますから、一概にすぐ成果を出すということではない。それがゆえに教育の成果って市長部局との予算確保のせめぎ合いの中で何をやってるんだって言われて苦労するわけなんですけれども、少なくとも提言で幾つかまとめられている具体的な取り組みというものをやはり私たち社会教育委員側と社会教育行政側が具体的に少し共有している、そういう資料も別添であるといいかなというふうに思いました。

例えば、教員の研修ということでは、数年前までは公民館やコーディネーターと一緒にふるさと教育の研修を教員がしておりました。その研修では、地域には地域として先生と色々な活動をするときに困ったこととか、あるいは学んだこととか、お互いの言語を交流する場があったんですけども、この数年それをしていない、それはなぜだったのかわかりませんが、現場からするとああいう機会がないのはとても残念だと思っています。そういうことの一つ一つがもう少し丁寧に評価されて、そしてこの教員の研修をやっていきますというものができていたのか、そうではないのか、なぜあれをやめたのか、どういう成果やデメリットがあるのか、少なくとも地域は残念に思っていると思います。一方で、コーディネーターが学校の先生と地域の方と一緒に丁寧に振り返る場を研修とは違う形で、個々でつくっている場も出てきています。社会教育委員には、調査っていう役割がありま

すが、とても皆さんのお忙しい中では難しいかと思うんですが、お互いに持っている情報を丁寧に突き合わせながらこれが出てきたという成果についてもう少し出せるといいなというふうに思っています。長くなりました、失礼しました。

○有馬座長

ただいまの御意見に対して委員の方、何かございますか、よろしいですか。

○神委員

神でございます。今の御意見、御質問に対して、ちょっと記憶が定かではないんですが、まず、このグラフ、それから表がつくられておりますけれども、1回目のワーキング会議の際に既にできていたもの、収集されていたものもありますが、これでは不備ではないかと、もっと現場の先生方に声を聞いていただきたいということで、委員から一致して声が上がりました。それを踏まえて2回目の委員会的时候に1つ、それから3回目のときにはさらに資料が増えて、それらを綿密に検討して、これは成果として上がっているではないか、ここはまだ問題があるぞということをそれぞれの委員が把握した上で、この本文のほうへとつながっております。ですから、今ここで本文の部分とそれから資料というのがどうも乖離して見えるというのは、もう御指摘のとおりでございます。ただ、こういう資料をあくまでも踏まえた上でつくっているんだというふうに御理解いただければと思います。

それから、コーディネーターの件は、決してやめるやめないという議論はなかったと思います。今までもやったんだからその公民館の役割は終わったとか、コーディネートはもうないんだとかいう議論は一切出ておりません。ただ、細かいところまで踏み込んだ際に、今度は運用の側がやりづらくなるのではないかとということで、あくまでも大まかな指針としての書き方にとどめましょうという意見もあり、それに沿ってこの原案、素案ができていうふうに御理解いただければと思います。いま一度申し上げますと、コーディネーターについてもアンケート調査が行われていて、コーディネーターがうまく活用されているかないかということについては、この資料の中の市町村に対しての質問の中でふるさと教育推進アンケート市町村教育委員会集計というもののうちの4番のところに、公民館職員、学校支援の地域コーディネーターなどがいる、いないというようなことも含めまして、小・中学校によって、それがどのように連携ができていのかというようなことも細かい資料を提示していただいております。そのことをつけ加えておこうと思います。

○有馬座長

よろしゅうございますか。

○栗栖委員

わかりました、ありがとうございました。

○高尾委員

僕も最初これ読んだときの違和感、違和感と言うとちょっと言葉がきついんですけど疑問点ということ、先ほど来、各委員さん方からお話がありましたけど、共通するものだというふうに思いながら聞いております。というのも、例えばこれを記者発表されて記事にするとき、なかなか記事にはできません。というのは、要するにある意味、見出しが立ちにくいというか、一体この提言自体が何を動かそうとしているのか、どういう実績の延長線にあるものをどのように評価しながら方向づけしていくのかというようなところが、やはりもうちょっとシンプルな形で書かれているべきだというふうに思います。指針としての取りまとめ、網羅的、ある意味、水も漏らさぬような形でいろいろな形の評価と分析をされておりますけれど、それはそれとして、やはり最終的にはこれは県民に向けてやはり提言するものであって、県の教育委員会の中でもう一度これを参考にして構築してくれというような種類のものではないというふうに我々は受けとめたいと思います。そういう意味でも、やはりもう少し県民向けにシンプルなわかりやすい形でというふうをお願いしたいと思います。

端的に言いますと、一言で済む話だったんですけど、これ表題が島根県社会教育委員の会による提言書、ふるさと教育に関する提言となっておりますが、島根県教育委員会の会によるふるさと教育に関する提言書で、下の表題、本当の表題は一体何なのかということをやっぱりここでは置くべきだと思います。できればやわらかい言葉で県民に届く言葉で、そういうものにしていただければなというふうに思います。

○有馬座長

若菜委員さん。

○若菜委員

ちょっと質問させてください。学習内容の関連性や深まりを図ることの中の8ページの中に、中学においては高校との連携についても考慮することというふうに書いてあります。あと県内全ての子どもたちを対象とすることの中にも、特別支援学校と高等学校というふうに書いてあります。私は、実際幅広く子どもたちの対応させていただいている中で、高校生というのは義務教育ではないので、ある意味では小・中学校というのが大体主に書かれているかと思います。しかし、最後の仕上げの中で高校時代というのは私はとても大切

じゃないかなっていうふうに思っているのですが、その中でまた、1ページの中でふるさと教育の理念の中でコミュニケーション力や地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性、社会性、これから島根から旅立っていく、外へ出る、また戻ってくる中の心豊かな子どもたちに育てるためには、高校段階ももう少し入れてほしいなというふうに思ったんですけれども。

○有馬座長

言いつ放しばかりでもいけません、今の高校段階に関しては、ワーキンググループあたりではどんな議論がありましたか、ありませんでしたか、どうですか。

○大岩委員

ワーキングの中で取り上げられました。今、実態として実業高校とかでは高校生が県内に残る、就職するというパーセントが高くなってきています。それで、高校の先生あるいは校長先生にお聞きしました。子どもたちがふるさとを愛する心を持ってこの島根に残りたいという心で残っているのでしょうかと言いましたら、現実は違うと。親元で過ごしながらかお給料をもらっていく、外に出て苦勞をするよりも家から通うのがいいという考えが多いように見受けられるというような回答がありました。それはごく一部かもしれませんが、やはりふるさと教育を進めていく上では、中学で切れるのではなくて、9年間の成果を高校にぜひ継続していただきたいなということで、ワーキングの中でも話が出ました。

余談ですけれども、今年の7月に中四国の高校のPTA連合会の大会が松江市で行われました。1,600名が参加したんですけれども、その中で島前高校でしょうか、そのPTA会長さんが発表されました。4人の方が発表されたんですけれども、その中で質問は3人まで全くなかったんですが、島前高校におきましては各県の方が、四国、広島、それぞれの方たちが、どのようにしたらそういうふうになるのでしょうかという質問が多かったですね。そのすごく魅力的な言葉が、ふるさと教育ということをおっしゃったんです。島前高校、人数が少なくなって、ああ、もしかしたら継続が難しいかもしれないと。そのときに、高校がなくなれば町がなくなるという危機的状況の中で、何としてでも高校を残さなければならないというので、県外から留学生を迎えているんです。そこで発表されたのが、ふるさと教育を島根の県の行政のほうから来てもらって指導してもらって、取り組んだことによって今、高校が県外留学生を迎えてすごく活発になってますということでした。それに対して四国の方も、もう本当に危機的状況なんです、村がなくなってしまうかもしれませんという感じで、そのふるさと教育というのはどうしたら、どのようにさ

れてますかっていう質問が相次いだんです。PTA会長さんは、それは行政のほうがされてるので、ちょっと詳しいことはっていう感じだったんですけども、ふるさと教育というものが県の指導の中で実際に行われて、そして成果を上げているんだな、地域の方たちと連携して実っているんだなということを感じてすごくうれしかったんです。そういうふうに、高校、中学で切れるのでなくてそれを継続していきたいという思いで、ワーキングのほうでは高校も入れていきたいという意見が出ました。

○有馬座長

ありがとうございました。突然ですが吉谷教育長さん、今の島前高校のふるさと教育について何か情報でもあれば、一つの高校のふるさと教育の実例とでも言えばいいんですか。

○吉谷委員

私は西ノ島町で、島前高校は海士町なんですけども、島前高校では魅力化というのをやっております。その中でいろいろな取り組みをして、一時期は閉校という話も出て、そういう議論もなされとったようなんですが、いろいろとその魅力化の中でさまざまな取り組みをするということで、現在は2クラス、24年度から1クラスが2クラス制になっているという状況です。

実際に取り組んでいる内容としては、例えばヒトツナギといって人と人をつなぐという意味なんですけども、子どもたちが中心になって、高校生が中心になって島外、県外からの子どもたちを受け入れて、その中でいろいろな地域との触れ合いをしていくと。それから、今いる高校生、生徒の中でも島前の地域の中でのいろいろなイベント、祭りであったり、そういったイベントに積極的に参加をする、そういったことに対する、何と申しますか、交通費の助成とか、そういったことには取り組んでおります。高校生の意見としては、特に島外、県外から来た生徒は非常に住みやすいと申しますか、地域の応援がある、自分たちも何か返さなければいけないという意識もあるようです。もう一つは、入学するときいろいろな手続的に保証人といいますかね、そういったものも必要なんですけども、そういったものに対して島親という制度をつくって、住民が島親として子どもたちの相談相手になったり、土日には食事をしたりとか、そういったこともしております、そういった面では発展的なところではないかなというふうに考えております。

○有馬座長

お隣の海士にある島前高校が、どっちかという地域ぐるみっぽく、小も中も高も一緒にふるさと教育をやっているっていうことですよ。

○吉谷委員

もう1点は、海士町に限らず島前3町村で、私もその中の委員なんですけども、島前3町村のいろいろな立場の人がその会議のメンバーになっているというところです。

○有馬座長

私もつけ加えさせていただきますが、今、島根県社会教育委員の会が事務局は社会教育課にあるんですけども、ふるさと教育という名のもとで1期、2期、3期やってきた。それと並行をして県の社会福祉協議会が、ふるさと地域学習、今は新ふるさと地域学習という名称になっていますけども、一定の助成金を出しながら各地域ごとにふるさと地域学習と称する事業を展開しているわけです。これは多少、狙いとか事業の質が県の教育委員会の場合と少し違うところもあるんですけども、広く言えば同じような部分がございます。これも学校だけでやるんじゃなくて、地域ぐるみで行うふるさと教育でございます。

これが、たまたま島前さんのほうが今年、指定になっておりまして、去年から今年にかけて、海士のほうも県社協の事業の助成を受けて、地域ぐるみでそれを去年からスタートしていらっしゃいます。今年が2年目だと思いますが。今週、木曜日、金曜日に西ノ島の別府でその事業に対する、今度は西ノ島側のふるさと学習の戦略の会議が行われて、私も邪魔することになっています。片一方では別の名称の事業も進んでおって、いわば島根県がそのふるさとというキーワードの教育をいろんな面で大事にしているという実情があるということだけは申し上げておきたいと思います。たまたまそれと海士が事業としても重なったところがあると私は読みましたけども。

では、どうぞ、違った観点からでも。今、協議時間半分ぐらい使ってきましたので、どうぞ、どんどん出してください。

○前島委員

高尾委員さんの言われたことについて、山本先生、我々ワーキンググループとしての感覚を話していただけませんか。

○山本S L

今、高尾委員のほうから、提言そのものをもっとシンプルに、あるいは県民の皆さんに伝わるように、表題についても工夫してはどうかという御意見いただきました。ワーキング会議の中でもこの表題について議論があり、もう少しやわらかい表題についても話がありました。この提言は、誰に向けての提言なのかということなんですけども、最終的に県民の皆さんにと思うんですが、まずは県の教育委員会のほうに渡して、その後の県の教育

行政について生かしてほしいということになっております。非常にありがたい御意見で、表題については工夫する必要があるかというふうに思いますし、シンプルに絞ることも大事だというふうに考えております。そういう意見もワーキングの中では出てきました。ただ、さきほど申し上げましたように、県の教育委員会について伝えていくという情報の提言ですから、そこは控え目にさせていただいたという事情があります。

○高尾委員

ふるさと教育推進事業基本方針というのがありますよね、もう既に策定済みのもの。それに非常に近いというか、それを踏まえてだとは思いますが、書きぶりも非常に似てたので言わせていただきました。

○山本 S L

貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

○有馬座長

関連していろいろ出てくるんじゃないかなと思って、私も待っておるところですので、よろしくをお願いします。

○平川委員

関連したものと別件と、質問が1つと意見が2つです。1点目は、資料の1ページ目、1枚目のふるさと教育推進事業アンケート小中学校集計とありますけれども、この回答を、小学校と中学校と母数がありますが、回答されたのはどなたでしょうかというのが質問です。回答したのは校長先生なのか教頭先生なのか、それともふるさと教育を担当された方なのかということです。

2点目の意見としましては、最後のアンケート、ですから委員名簿の前のページですね。平成24年度学校と地域の連携実践講座アンケート全体集計、これは講座を受講した先生方が回答しておられますが、全体的に見たところ、例えば2の地域連携の負担感、58%の先生は負担感が少しあるですとか、教員の変化など、その他に対してもややネガティブな意見が出ている。これを見ますと、先生たちは多少ならずとも負担感を感じておられるということがわかります。

それで、3点目の意見としましては、そういった負担感のある先生たちを私たちが、私は一般公募委員ですから県民ですから、県民がどういうふうに支えていくか、学校、地域、それ以外のもっと広い範囲ですけれども、それが重要ではないかというふうに考えます。

もう一つ、ほかの委員さんから出ておりましたが、全体的にこの提言自体がちょっとわ

かりにくいので、やはり副題をつけられて、例えばふるさと教育で何とか何とかというふうに、1行でふるさと教育の狙いが見えるような文言というのでしょうか、コマースで言えばキャッチフレーズのようなものをつけられたらどうでしょうかというのが意見です。以上です。

○有馬座長

3点ないし4点の御提案がございました。どうぞ、次々出してください、いいですか。

○藤原恵子委員

学校現場におりますので、先ほどの最初の質問についてですけれども、最初の学校における取り組み状況のこの回答は、大体各学校ふるさと教育担当者、この担当者は教諭であったり管理職であったり、学校によってさまざまでございますが、回答し、必ず学校長が最終的にそれを確認して提出しておりますので、学校としての回答と捉えていただければと考えております。

それから、2点目の最後のほうのアンケートの教員の負担感とかそういったのがまだネガティブな意見もあるというデータが出ておまして、これも事実でございます。学校によってとても進んでいる学校もあれば、本当に負担感も強く教員が感じている学校もあります。それは教員によっても違いますが、どうしてもふるさと教育を推進するに当たりましては、教科書をそのまま教えるのではなく、地域をまず教員が知って、地域に出かけたり地域の人とつながりをつくり教材化をしていく、やっぱりそのための時間が必要でございます。それから、データを収集するための方法も必要でございます。ただ、それが進んでいきますと、本当はとても創造的な教育であり、地域の方とつながりをつくり、地域の支援を得た子どもの教育ができるということで、そういったよさを感じている学校もたくさんあります。そのために、さっき安部委員さんもおっしゃいましたが、教育行政と連携しながら、まだまだ学校教育と社会教育が連携を推進しながらそういった取り組みを充実させていこうじゃないかというところで、今回の提言もさせていただいております。ただ、市町村や学校によっては対応の状況も違うので、余り細かいところまでの提言は、しにくいところもございまして、少しアバウトな表現になっているかなということもございまして、

それから、先ほど高尾委員さんのほうからも提言がございました。資料4の冊子はかなり詳しくなりますので、資料5のほうの概要が全部を網羅したまとめたものでございます。この資料5のほうも見ていただくと、大体概要を御理解いただけるんじゃないかなと思います。もともとの、なぜこの提言をするのかというところは、9年間のこのふるさと教育

の取り組みがいよいよ終わるので、これでいいのかと、じゃあ学校現場として終わっているのか、いいえ、こんなに子どもたちが育っています、地域の皆さんに支援いただいて地域もまたさらに活性化されているじゃないかと、そういったことをさらにもう一度認識し、もう1回、県教委のほうにもお願いをして、そして次の事業をぜひつなげていただきたいという、私たちワーキング会議のメンバーは少なくともそういったことを確認をし合って今回提言をさせていただいておりますので、御理解いただけたらと思います。

○有馬座長

触れていただきましたが、この緑の紙についても委員の皆さんごらんいただいて、また御意見を出していただければと思います。

○坂本委員

私もこの緑の紙がすごくよくわかりやすいなと思って見せていただきました。これからのふるさと教育への提言というところで、2と3について質問をさせてください。

2に関しては、学校を応援する体制づくりを進めるということで、最初に「NPO、企業、社会教育関係団体等」って書いてありますけど、具体的に言うところこの社会教育委員の会のメンバーがそれぞれが進めると受け取りました。そう考えてよろしいんでしょうかということが1つと、それから、3のところ、島根県内の全ての子どもを対象とするというこの提言の項目がすごくいいなと思いました。特に、高校のことが先ほど話題に上がっておりました。ゼロ歳というのは無理かもしれませんが、幼稚園とか保育所と具体的な、ここに具体的な事項は書けないというのは十分わかっておりますが、ワーキンググループでどういうふうなお話をされたかお聞きしたいなと思います。

それともう一つです。こういう提言書をNPOでも出すことはあるんですけど、サブタイトルがすごく大事ななと私も思っておりました。ふるさと教育は、随分言葉が浸透してきたと思うんですけど、「人を育てる、地域を育むふるさと教育」とか、キャッチコピーがあったほうが、県民に広げる場合にわかりやすいんじゃないかなと思います。以上です。

○有馬座長

大変貴重な意見が次々出ております。どうぞ、ほかにありませんか。

○神委員

今の中の1つ、2つ、お答えさせてください。島根県の中の学校を応援する体制づくりの件ですけれども、これ実は公民館がこれまで中心として、何もかも公民館が、コーディ

ネーターも連れてきて、学校との折衝も公民館、さらに、その事例を公民館が収集するという事もありました。でも、それでは余りにも公民館の負担が大き過ぎるではないか。何もかもという、言葉に語弊があるかも知れませんが、公民館への丸投げになってしまう。これでは責任も果たすことはできないだろう。ここはひとつ市町村の社会教育委員さんが中心となって活動していただきたい。その中において地域のNPOさん、企業さん、社会教育関係団体との折衝も含めて市町単位で動いていただきたいという思いを私たちは持っていました。

それから、島根県内全ての子どもたちを対象とすることというのは、坂本委員さんにお褒めいただいたんですが、ありがたいと思うんです。それで、具体的なことについては、これ必要でございます。今までどういうふうな事例がなされたか、ただ、これは提言とは別個に事例集としてこれから先つくっていきましょう。それはたしか、山本さん、入ってましたね、どこかにね、事例を集めようということで、別仕立てにさせていただいたことがありました。

もう1点、サブタイトルの件が出たんですけれども、正直に申し上げます。要は私たちのこのワーキング委員は、今までのふるさと教育を振り返って、よいところがたくさんあったと、これを今やめるには忍びない。さらにこの島根のよさを数十年後の大人に維持、思い続けてもらうためには充実していかなければいけないし、拡大をしていかなければいけない。そういう願いを込めてつくったんだということを、今さらのように申し上げて恐縮なんですけれども、そういう願いを事務局のほうで酌み取ってくださって文章をつくっていただいております。ですから、これを今度読み取っていただいて、委員の皆様にも、こういうタイトルがどうかなというのをこれから先考えていただければ、さらによいものになっていくのかなというふうに思っております。以上でございます。

○安倍委員

先ほどの意見が出たことに関連するんですが、7ページになりますけども、「ふるさと教育推進の必要性」として3つ上がっております。このスタンスというかスタイルは、全て成果が上がっているから必要ですよという表現になってて、必要性というからには、成果は上がってないけども子どもたちの現状とか将来を考えたら、ぜひともこれは大事なんだというようなことを含めて必要性という言葉は使うべきじゃないかなというふうに感じております。

○平野委員

中学校の現場から申し上げたいと思いますが、ふるさと教育、大変定着してまいりまして、本校でも地域の方にたくさんお世話になっております。その中で、先ほど高校との連携ということ、もちろんすごく大事だと思いますが、現状といたしましては、高校とふるさと教育についての連携というのは、ほとんどの中学校がしていないんじゃないかなというふうに思っております。今、高校との連携は授業をお互いに見合っ、まず授業から連携していこうというような段階でございまして、なかなかふるさと教育に関連して中学校と高校が連携するというのは、現実難しい現状にあります。小・中一貫という、出雲市も大きな柱の一つになっておりますけども、今年から小中連携にしようというふうになりました。といいますのは、カリキュラムの系統性をそこまで突っ込むのが一貫なんですけども、そこまではなかなか難しいと、交流を主体にした連携に出雲市のほうも変わってまいりました。そういった意味で、ふるさと教育において、高校との連携というのは難しい現状にあります。ですから、もちろん大切ではありますけども、この文言も入れるとなると現実問題としては厳しいなという気持ちを持っています。

○有馬座長

ありがとうございます。平野委員さん、もう一言お願いしたいのは、あらゆるアンケートの中で小学校のふるさと教育の取り組み状況と中学校の取り組み状況に落差があるわけですね。つまり、簡単に言えば中学校のほうがふるさと教育に対する取り組みの熱意が低いとか、熱心に余りやってないとか、総体的な話です。そういうことが明らかにデータとして出てるわけですが、それはどういう背景や実態があるのかということについて、何か先生のお立場で説明できることがあればお願いしたいですけど。

○平野委員

恐らく小学校の場合は学習支援ボランティア等でかなり地域の方の支援ボランティアさんが入っておられると思いますが、中学校の場合は職場体験学習というのがありまして、地域の事業者、本校ですと大体40ぐらいお世話になりますけども、そういったこととか、あるいはこのふるさと学習で地域の方に土笛づくりを体験させてもらったり、荒神谷遺跡公園で古代米炊飯というようなこともやっておりますが、学習支援という、いわゆる教科の学習ですね、そういったところまで中学校はなかなか数が上がっていないような実態です。そこに差があるんじゃないかなという、教科の学習支援、小学校ですと算数のチェックしてもらったり、いろいろ細かいところまで、あるいは引率についてもらったりしておりますけども、そういったところの差があるかなと思います。

○有馬座長

ふるさと教育をさらに進展させる上で、中学校、あるいは高校もかもしれませんが、一層グレードを上げるための対策や施策というのがあるいは必要かもしれません。

それでは、どうぞ、時間が少なくなってきました。あと、お願いします。

○杉原委員

幼稚園のほうから一言。先ほどゼロ歳からという言葉も出ましたし、幼稚園、保育所のところからということでは言っていました。全ての子どもたちをということで、幼稚園、保育所という言葉をごへ入れていただけたのはとてもうれしいと思います。ただ、私が今日初めてでしてちょっと議論についていけないところもありますけれども、現場のところでふるさと教育という言葉自体が幼稚園の中でまだ定着しているかというのと、なかなかそこまでは。言葉としてはです。ですが、実際の活動の中では、幼稚園は本当に地域に根差して公民館あるいは地域と、本当にいろいろな形でいろいろな人とつながっている活動をしていることは間違いありませんので、逆に活動とか体験があって、やがてこのふるさと教育という言葉で定着しながらつながっていくのではないかなというようなことを聞きながら思っていました。

島根県の幼稚園教育研究会というところがあります。そのテーマの中にもふるさとを愛する子どもたちを育てようというような言葉も入っておりますので、私たち教員にしてもやはり小さいとき、三つ子の魂百までではありませんけれども、そういうことを大事にしなければいけないなということは思っております。

県のプロジェクトの中に、ふるまい向上とか早寝早起き朝ごはんとかいろんなものがあります。親学にしても、それがやっぱり幼稚園の現場とか保育所の現場の中で定着するまでには本当はかなり年数がかかるというか、今やっと早寝早起き朝ごはんなどが普段の生活の中にも取り込まれて、教員が普通に子どもたちに語りかけるみたいなことも出てきていますので、やはりこれが自然に私たちや保護者や教員の中で言葉として出てくるのは幼稚園や保育所の現場はこれからというような思いがします。幼稚園はやはり体験が大事な場所です。一番それを大事にしておりますので、本当にこのことは大事かなと思っております。

もう一つは、幼稚園現場や保育所現場は、国の動向とかでいろいろ体制が変わりかけております。今、子ども・子育て新システムのようなことで新制度も動きかけておりますので、必ずしも教育委員会だけではなくて福祉のほうの面のところもありますので、提言し

ていただくというか、こういう情報発信していただくときに委員会だけではなくて、そういう福祉の場面でも、保護者もやはりそこに一緒に絡まっているところもありますので、そのあたりのところにもぜひ何か提言していただけるというか、情報発信していただけるというふうなふうに思います。

○有馬座長

ありがとうございました。では、あとお一方かお二方お願いします。

○前島委員

高尾委員さん等々、藤原先生の意見もそうですが、もっとシンプルにきちっと指摘していったらどうかという御意見なんですけども、私が最後のところで、具体的な方法や詳細な各論については記述しておりませんというふうに私も申し上げたんですが、ふるさと教育は学校教育と社会教育と両方にまたがるわけですね。それで、おっしゃるように即提言を県民にということは難しいため、県の教育委員会にこれを提言させてもらおうと。それが学校教育と社会教育と両方に、学校教育ではどうあるべき、社会教育ではどうあるべきというふうな仕分けをしたものが県民に向かって発信されるということになるろうかと思うんです。その辺で、学校教育にあまり入り込むと現場を混乱させることもあるんじゃないか。幼稚園の先生もおっしゃったんですが、そういうこともあるんで、どっちかというアバウトな表現、あるいは今後の課題として投げかけるという形になっております。したがって、きょうの提言は皆さんの、それについてこうなんだという意見を頂戴しながら、ある程度事務局のほうでつくり上げて県の教育委員会のほうへ上げるという順序になるろうかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○有馬座長

提言書にさらに盛り込むとか修正するとかということにかかわらず、お気づきの御意見は出されていいと思います。まだ、もう残り時間が少なくなりましたが、教育長さんが11時半ごろにはここへおいでになってご挨拶もいただいて、今年度の社会教育行政の方針と事業についての説明をいただく予定にしておりましたが、教育長さんは来られなくなったそうです。別の会が長引いているということだそうです。いずれにしても、あともう時間がわずかしかなかった。そういうことを承知していただいた上で、もうちょっと時間をここはとりたいと思っております。

○吉谷委員

先ほど安部委員のほうから教育行政のかかわりということがありましたけども、私のほ

うからもそういった点で、17年度から始まった事業だと思いますけども、当時、私は行政の担当をしておりました。当時は予算的には非常にあったんですけども、これが最近になって縮小をされておるといふことがあると思います。一方では、その提言の中では継続の必要性、あるいは拡大、拡充といったところで、財源的な裏づけと申しますか、予算的なところでの、何かこの中にあればいいんですけども、一方では保育園、幼稚園、私立、高等学校への拡充という意見もありますけども、やはり行政の立場からすれば事業を拡大するに当たっては財源的なものも必要になってくるということがありますので、そういったところでのこの提言書の中には触れられているのかどうか、あるとすればどこにあるのか伺いたいと思います。

○有馬座長

ありがとうございます。今の件、盛り込むかどうかまた御検討いただくとして、次、藤原委員さん、お願いします。

○藤原委員

この緑の紙の最後の3について、学校、家庭、地域が一体となってなっています。家庭教育は非常に大切でございます。最近共働きもふえていますし、家庭でどういうことができるかということを私たち考えてみたいと思います。以上です。

○有馬座長

ありがとうございます。家庭もでございますが、何ができるかということですね。

○津森委員

実は今、まさしく藤原委員さんが言われたことと関連をすることを少し触れさせていただきたいと思います。

9ページにございますが、島根県内の全ての子どもたちを対象とすることということで、いわゆる家庭の役割などが今後大切になってくるということが書いてあります。学校、家庭、地域の3者が一体となってふるさと教育を推進していくことと、こうまとめてあります。地域の、この中ではいわゆる小さいころからいろいろな地域行事へ参加をしていくと、こういうことが書いてございますけども、私の家庭もそうなんですけども、学校などを通していろいろな地域行事が子どもたちを通して家庭のほうにも入ってきます。正直言って家庭それぞれの事情があって、親御さん方の意識の問題とかいろいろとあって、きちんと自分たちの子どもをその地域行事に参加させていこうという意識の高い家庭、例えばPTAの役員をやってる人とかそういう場合はいいんですけども、なかなかそうならないような

方々もおられるというようなこともあって、非常に考えさせられることが書いてあるなど思っ読ませていただいております。

確かに地域行事へ参加していくということを1つのステップとして、このふるさとや地域のことを考えていくということ、これがスタートになろうと思っておりますけども、地域とのつながりを意識させていくことも大切であるとありますが、ほかに地域のことを意識させていくということになると、どういった家庭での手法があるのかということ、正直言って少し考えさせられるところがあります。例えば、最近道徳教育とかいろいろなことも言われてはおりますけども、行事に参加させていくということは非常に大事だと思うんですけども、そのふるさと教育なり地域の大切さなりをどういう形で家庭の中で子どもたちに教えていくかということは、正直言って、真剣に考えれば考えるだけ親たちは本当に悩むんじゃないかなというのが率直なところです。今まさに藤原委員さんがおっしゃいましたけども、私も1人の親として家庭の中でふるさと教育を推進していくという、そのあたりのところを、こう言うのはなんですが、一つのマニュアルといいますか、そういったことがこの中に示していただくとありがたい。これは意見として聞いていただければと思います。以上です。

○有馬座長

ありがとうございます。そろそろ締め切りたいと思いますが、最後。

○長岡委員

どうも私1人が物を言っていないような感じでございますので。全く内容にかかわることではございませんけども、この提言書の扱いにかかわって一言。といいますのは、今までふるさと教育をずっと推進してこられたわけですが、それにかかわっていろいろ通信等々で広報もしておられます。今、県内の全ての子どもにというこのふるさと教育、これを県民にいかにやっぱり周知するかということ、これはまだまだではないかなと私は考えておるわけです。この提言を単に教育長に出したらそれで終わりというようなことでなくて、社会教育委員の会がこういった提言をしたということを県民にしっかりアピールしていただきたい。そのことが県民の皆さん方にふるさと教育を一層知っていただく、理解していただく、またふるさと教育の充実につながっていくんじゃないかと私は思っておりますので、これの取り扱いをとにかく考えていただきたいということでございます。以上です。

○有馬座長

ありがとうございました。よろしゅうございますか、ほかにはございませんか。

○坂本委員

今のお話にかかわって、市町村の社会教育委員さんたちにも、この提言を見ていただきたいという気持ちがありますけど、いかがでございましょう。

○小林委員

私も細かいことは余りよくわかりませんが、ふるさと教育ということが今大分、一般的に浸透してきているというふうに感じております。そうしますと、やはり成果ということはまだ道半ばかもわかりませんが、こうした教育の推進の必要性というものは今後も大事ではないかなというふうに思いました。

そして、先ほど幼稚園からこういう地域と一緒に体験学習をしているっていうようなことは、やはりふるさとのそうした将来にわたって考えますときに、やはりそういう小さいときからの体験も大事ではないかなというふうに思いました。

○栗栖委員

1 ページのふるさと教育の理念のところの、「コミュニケーション力や地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性、社会性を持つ云々」というところ。これこそ社会教育が必要で学校教育だけでは無理なことです。せっかく社会教育委員としての提言ですので、もう少し社会教育ということをしかりと強調していただくと、今、市の社会教育委員の立場としてどうやって社会教育の予算がふえていくとかかということを考えてる中で、少し学校教育、社会教育のウエートも含めて、もうちょっと突っ込んで書いていただけるとうれしいなと思いました。それは、やっぱり中高生はインプットされるふるさと学習とかふるさと教育じゃなくて、アウトプットしていくということがとても深い学びになって、最終的には住民自治意識とか市民性というところにつながるとすれば、そこでもう社会教育の現場でないとできないと思いますので、ぜひそこをお願いしたいと思います。

○有馬座長

ありがとうございました。それでは、一応これで終わらせていただきますが、2分後に事務局へ、最後の報告事項へバトンタッチします。ちょっと最後、まとめっぽくお話しさせていただきます。

今、栗栖さんもおっしゃいましたが、このふるさと教育が大事なことは誰も認めておるわけですが、なぜ大事かに関してちょっと別の観点からお話し申し上げますと、戦後の学校教育というのはだんだんどっちかというところと小中高ともに教室の中での教育を大

事にしてきたという流れがございます。ここに至って、ふるさと教育というのはもう一つ、教室以外も取り込んだ教育を学校でもやらなくちゃいけないし、それを地域も協力しなくてはいけない、そういった中でふるさと教育というのが位置づいておると思います。

教室の中だけがなぜだめなのかというのは、私はいつもこういう説明をしておりますが、教室の中には実際の本物の自然がない、学校の中には本物の自然がない。それからもう一つが、学校の中には実社会がない、生きた人間の社会がない。人工的な教育ができる場としては貴重な場所なんだけれども、足りないものが2つある。これを抜いて人間を立派に育てるということは到底不可能だ。つまり学校が教室の中だけで人間を育てるのは当然、完璧にできることではない。そういうことが根底にあって、ふるさと教育の主張などもこれだけでは説明がつきませんけども出てきているということがあると思います。

この後の取り扱いにかかわってでございますが、今日お話が出たように表現的に工夫する部分というのは最大限また検討していただくとしたしまして、もう一つあるのは、1期、2期、3期とふるさと教育をやってきて、第4期に向かって提言をしているわけでございますので、この3期と4期とはどこがどう違うのかというアクセントをどうつけるかということがあると思います。今、概要の中にもありますが、大事なことを絞って整理していただいております。これらのことが3期とどう違ってきているのかというあたりが、色違いがどれだけ出るかという問題があると思います。ここにキャッチフレーズという言葉も、キャッチコピーということもありましたが、工夫が必要かと思えます。それはどうしてかという、この後、提言書はやがては、吉谷委員さんもおっしゃったように、県からこの事業に対する予算がついてこないことには実施できないという点がございまして、それもわずかな金しかつかないのでは困るわけで、そういう意味でできるだけ多くの財政的支援もできるようにということを裏側では狙わないと意味ない、そういうことがございます。

そこで、この必要性和、3期で終わるといのはまずいというよりも、さらに一層、4期の充実した実施が必要であって、予算的にも大事だと、こんなニュアンスがあっちこちにのぞくということが大事ではないかなというふうに思います。

そこで、1つだけ。皆さんからも出ました学校教育と社会教育の連携、一体化、これが基本的に大事なんですが、この提言書の中にもあちこち出ております。ただ、今、社会教育課がこの事業を担当しています。そこで学校教育課と行政的には一体になって予算要求もしていただきたいし、この提言書も、もう一度学校教育課ともあわせて微調整なり戦略の練り直しをされる場合には、学校教育側の立場の意見も聞いた上でこれ出していただい

て、共同提出に近いようなニュアンスがちらっとあることが大事じゃないかと思います。もちろん社会教育課が提出するわけですが、そういうことが必要です。

一番最初のはしがきの提言に当たってのところにも下から5、6行目のところに、社会教育の視点からふるさと教育を推進する方策を示したものであると、こうあります。だから、社会教育という視点からだけこれが提言されているということになると、学校教育と社会教育の連携なんていうことを言った場合にちょっと弱くなるので、両面から提言しているというぐらいなことは言ってもいいんじゃないかと。例えば、そういうふうなことを思いますので、これは私の感想にもなるわけですが、よろしく願います。大事だと思うのはやっぱり3期から4期へのアクセントをどこに置いて明確にして出すかということじゃないかなと私は個人的に思っておりますが、皆さんの意見も何かそういうところにもあるように感じました。

それでは、私の使う時間がちょっと多かったかもしれませんが、一応ここで打ち切らせていただきまして、あと、ワーキンググループを開くか開かないか、これを受けてですね、その辺は事務局の事情もございましょうから、いかがですかね、私が結論を出すのがいいのかどうかわかりませんが、事務局で御検討いただいて、この後の取り扱い、つまりワーキンググループの開催にかかわっては委託してよろしゅうございますか。よろしいですか。なるべく開く方向を検討いただくというようなやわらかい雰囲気かどうかと思いますが、委員の皆さん、もういいわと思ってらっしゃるかもわからないし。事務局で最終決断をお願いしたいと思います、よろしゅうございますね、委員の皆様。それでは、提言に関する議論に関して、ここで終わらせていただきます。

それでは、最後の報告事項の、予定しております社会教育行政の方針と事業についての説明をお願いします。

○山本 S L

その前に、貴重な御意見をたくさんいただき、ありがとうございました。提言の案の中の資料の中にもワーキング会議第5回目というのが予定で入っておりますので、そこはまた協議させていただいて、開く必要があるということです。あとは事務局のほうでということであれば、また相談させてもらえればと思っております。

それから、中には幾つか貴重な御意見をたくさんいただきました。例えば栗栖委員からは、教育の成果については、具体的なエピソードや取り組み、そういったものも大事じゃないかという御意見がありました。これはワーキング会議の中でも出ましたので、そうし

たものは取り上げていってつなぎ合わせていくというのが非常に大事な作業かなというふうに思っております。

それから、当初の案の中には家庭教育についてはなかったものなのですが、ワーキング会議の中で各委員さんから、学校だけじゃなくて家庭、小さいときからの取り組みが大事じゃないかということで入れたものです。ただ、津森委員がおっしゃったように私的領域ですので、そこにいかに行政が食い込めていくのか非常に難しいところではありますけども、十分に情報提供をしていくということが大事だと考えております。貴重な御意見たくさんいただき、ありがとうございました。では、続いて報告、説明のほうに移ります。

○土江GL

そうしますと、報告の2、平成25年度の方針と事業につきまして、小仲より御説明いたします。

○小仲課長

それでは、私のほうから簡単に今年度の方針と事業について説明させていただきます。

その前に教育長、いろいろとこのところさまざまな業務等々ありまして、今日の会議を実は楽しみにしていましたけれども、本人も多分残念だと思っております。また、しっかりと教育長と意見交換できる場も設定をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、私のほうからこの方針と事業について、ほとんどの委員の方々、去年からの方ですし、かわった方々につきましてもほかのいろんな場面で中身について若干説明をさせていただきますので、特に改めての説明はしないつもりですが、かいつまんで説明をさせていただきます。

やはり先ほどからいろいろ御意見がありましたけれども、実は昨日、総合教育審議会という県の審議会が新たなメンバーでスタートしました。島根県の教育行政全般についていろいろ御意見を聞く場だということで、10名の委員の方々とは意見交換をさせていただきましたけれども、お二人以外8名の方が新たな委員になりました。

その中でいろいろと意見を聞いて思った感想が、皆さん一般的に教育と聞くとやはり学校教育を思われるんだなあというのがありまして、その中に社会教育というのが実は余り意識の中に入らない、ついつい幼保小中高の連携とかそういったところまではおっしゃるんですが、その先の社会教育っていうのがなかなか意識の中に乏しいのかなっていうのが感じたところです。ただ、やはり生涯を通じた学びが必要だというふうな意見もその中に

ありましたので、ということはやはり社会教育としても、どなたかがおっしゃいましたように、いろいろと世の中に対してもしっかりPRをしていくことが大事であり、社会教育の役割であるとか必要性、皆さん実は認識なさっているんじゃないかと思えますけれども、そういったこともしっかりとPRしていく必要があろうかと思っております。

それと、社会教育はこれまでいわゆる学校教育以外のところを担うのが社会教育だというふうに、基本的には規定されているんですけども、特に島根県、先ほどから議論いただいていますふるさと教育にあるように、学校教育の中にも社会教育が入り込んでいくといいますか、一緒になって島根県の教育行政を担っているというところから見ると、社会教育っていうのはもう本当に生まれてから死ぬまでの全ての教育を、地域の教育を担っているところになりますので、より一層の必要性が高まっているのではないかと思っておりますので、そういった意味でも我々も一生懸命頑張っていきたいなというふうに思っております。

それでは、3ページにございますように、これが島根県の社会教育行政を担っているところです。我々の社会教育課以外にも図書館でありますとか東西の社会教育研修センター、こうしたところは、リーダー育成を担っているところでございますし、図書館で読書活動を推進する行政も担っているところでございます。それから体験の施設として平田にありますサン・レイク県立青少年の家、あるいは江津の少年自然の家等々もあります。

5ページを見ていただきますと、特にここが島根県の社会教育の予算一覧でございます。まず一番上の「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」というのが、小・中学校の関連の予算でございます。ふるさと教育もありますし、学校支援、それから放課後の子どもの居場所づくり等々の支援、それから家庭教育支援なども行っております。それから公民館です。「実証！『地域力』醸成プログラム」、これが御存じのように公民館の関連の予算でございます。公民館も島根県は他の地域と比べて特色のある取り組みをやってますし、これまで県庁の講堂で、地域の、今後こういう取り組みをしたいのでこういう予算を下さいというようなプレゼン大会をしたりして事業を展開してきている、他県にないような事業もやっております。それから、子ども読書につきましても小・中学校、高校、特別支援学校、いわゆる全ての学校図書館にボランティアを含めた人の配置、学校司書、あるいはボランティアを配置して、学校図書館に人が100%配置をされたというような状況ですので、今後はそれらの活用も十分に図っていく必要があろうかと思っております。

皆さんのお手元にこの親学プログラムのパンフレットを置いておりますけれども、先ほ

どから家庭教育というのありました。いわゆる親御さんが特に、これは幼稚園、保育園から、乳幼児から中学生を持つ親御さんまでを対象にした学習プログラムでございます。親としての役割とか子どもとのかかわり方、そういったことの気づきを促すための学習、参加型の研修会を開くときに使うマニュアルとして冊子をつくっております。単純にこういった冊子をつくって、それをもとにそれぞれの地域で研修会を開いていただくようになるんですけども、最初にこれを小・中学校あるいは公民館の全てに配付して、それぞれのところで取り組んでくださいというふうをお願いしたんですけども、なかなかこれを配ただけでは講習会が開けないということで、そういった講師さんも養成をしてほしいということで、昨年度までに全ての市町村に配置をさせていただきました。274名の親学ファシリテーター、いわゆる研修の講師さんを養成をさせていただきました。それで今年度からは市町村のほうで、この親学プログラムの冊子、それから講師である親学ファシリテーターさんを活用しながらそれぞれの地域で、先ほど言ったように親としての役割とか子どもとのかかわり方、そういった気づきを促すための研修会を開いていただいているところがございます。まだまだ周知が不足しているところもありますので、今後またますます周知をしていきたいと思っております。

今年度からはこの親学プログラム、これ自体も親としての役割とか気づきもありますので、例えば児童虐待の防止になったりとか、子どもが不登校になるのを未然防止するような気づきを促すためのプログラムもありますけれども、今年度からは特にそういった児童虐待、それからいじめ、そういったことに活用できるようなプログラムをさらに開発していこうというふうに考えているところがございます。少しでも学校教育で問題になっているようないじめとか、家庭で問題になっている児童虐待、そういうことを未然防止できるようなところを、社会教育としては担っていきたいというふうに思っているところがございます。また、それぞれの市町村のほうで研修を行われたい場合は、それぞれの市町村の教育委員会のほうに基本的には問い合わせされれば対応ができるようになっているところがございます。

雑駁な説明ですが、特に今年度力を入れていきたいようなところ、それから島根県の特徴ある社会教育については以上でございます。またそれぞれのところで皆様方からいろんな御意見があれば、その都度言っていただければと思っております。以上でございます。

○有馬座長

ありがとうございました。私たち社会教育委員といたしましても、県の社会教育課が中

心になって行っております社会教育行政の事業等についてはよく理解しておる必要がある、そしてそれらに対してこういった会合のときのみならず御意見を申し上げる、そういう関係である必要があると思います。こういう会議の機会ごとに御説明はいただいておりますわけですけれども、時間が十分ありませんから、なかなか私どもも県の社会教育行政の中身を十分理解するということまで至っていないという点が日常的にあらうかと思っております。私たちは、いただいた資料等を通して多少自分でも勉強せにゃいけないのかなというふうにも思ったりもしております。

さて、先ほど課長さんから御説明いただきましたけれども、何か御意見、質問または要望ございましたらどうぞ。

○栗栖委員

全国の中でも島根県における派遣社会教育主事という役職での市町村への派遣というのはかなり大きなことかと思うんですが、今、現場の市町村からいいますと、社会教育の成果というのが市長部局にどれだけわかってもらえるのかなということをしごく考えています。子どもの部分の社会教育での成果だけではもう伝わらない。そのまちづくりの前提として、人づくりということでは成人教育、ふるさと教育もそうだと思うんですけれども、本当に住民自治意識を持った、人との対話力を持った人を育てている、その根っこの部分は社会教育が育てている。その上でいろんな方面での住民自治が生まれていくという点を伝えたいところです。もう数年、5年以上前から私はぜひ社会教育主事さんを市長部局にも、特に市民政策課とかまちづくりのところに派遣をしていただくことができないかというお願いを何度かしてきました。それに関しての御回答はいただけていないんですが、市長部局自らの予算を出したということに関しては非常に成果を気にしてくださるので、やはりそういうことをしていかなれないか。いわゆるお家芸だけやってるわけにはいかない社会教育になっていますので、ここは多分国レベルでも議論があるかと思いますが、今本当に現場ではそこ、しごく大事になってきています。本当に人づくりをベースとしたまちづくりがわかっていないまちづくりの進め方っていうものにどう社会教育がきちっとサポートできるかっていうことには、少し柔軟な体制っていうこともぜひ御検討いただきたいというふうに思っております。

○有馬座長

何かおっしゃいますか。

○小仲課長

ありがとうございます。社会教育主事の派遣の制度というのは、全国的な制度としては、島根県にやっとな残っているかなというようなところもあります。必要な制度だと思いますけれども、市長部局に派遣するというのはいろんな制約もございますので、問題はあります。ただ、先ほどおっしゃったように、地域づくりでありますとかそれ以外のところにつきましても、何よりも人づくりというのが大事だというのはそのとおりだと思っております。私も以前、地域振興にいたんですけれども、そこでは、なかなか社会教育との連携というのが実は余りなされてなかったというところもあります。健康福祉部の青少年家庭課、子育て支援などと本当に連携をしてやっているところがございますけれども、それ以外のところにつきましても今後、特に人づくりという面では連携してというか一緒になってやっていく必要があろうかと思っています。今後PRといいますか、制度の周知、社会教育の必要性というのも行政の中でも我々としてはPRしていきたいと思っています。ありがとうございました。

○有馬座長

私たちがこういう会議に出て議論したり御意見を申し上げたりすることだけではなくて、日ごろから地域における人づくりやまちづくりにどうかかわっていくかということは非常にテーマとして重く持つ必要があるというふうに思います。これは県の委員さんもそうですし、市町村の社会教育委員さんも必要だと思います。

市町村の社会教育委員さんも日ごろから人づくりやまちづくりにどうかかわるかという問題意識が低いということが指摘されております。したがって、市町村の社会教育委員さんも社会教育委員の会に出ることが任務であって、日ごろの活動はそう必要ではないとかそういう意識がありますので、社会教育委員の不要論等が出てくる背景もそういうところにあるというふうに考えないといけないと思います。私たちは積極的に人づくりやまちづくりにもどうかかわっていくかを積極的に考えていかなくちゃいけないし、行動していかなくちゃいけないというような実態にあるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、貴重な御意見ありがとうございました。この辺で打ち切らせていただきまして、時間がちょっと過ぎておりますが、最後に事務局へお返しして、連絡でもあればお願いいたします。御協力ありがとうございました。

○山本S L

有馬委員、進行をありがとうございました。事務局から最後2、3点、連絡をします。1点目は、11月に尾道で中国・四国地区の社会教育研究大会がございます。金銭的な御

支援はできないんですが、ぜひ積極的な御参加をお願いします。それから、10月には三重県で全国の社会教育研究大会があります。これには、有馬委員がお出かけの予定でありますけれども、また情報提供をさせていただこうと思っています。

2つ目です。社会教育委員の皆さんと県の教育委員の皆さんと意見交換の場を持ちたいと思っております。今のところ10月16日を予定しています。午前中のところで、県の教育委員とこの社会教育委員の皆さんとの場を持ちたいと考えております。また御案内させていただきますので、御都合がつけば、ぜひ御出席をお願いいたします。前日、15日が県の教育委員会の会議の日ですので、翌日に社会教育委員の皆さんとの意見交換の会を考えております。

3点目です。有馬座長のほうから解説いただいたんですが、社会教育法の改正が来年4月1日にあります。資料6のほうをご覧くださいませでしょうか。地方にいろんな権限移譲する、あるいは自主性を高めていくということで、もろもろの国の権限を地方に移していくということで、たくさんの法律を一気に改正していこうという動きがあります。3月に内閣のほうで閣議決定され、第3次一括法案というのが国会のほうで成立し、その中に社会教育法の改正も入っております。

資料6の中ほどに四角で囲んでありますけれども、社会教育法の改正も4月1日に予定をされております。今まで現行の社会教育法では第15条に社会教育委員の構成ということで、こういう方を社会教育委員に委嘱しなさいよということが明記されておりました。ところが改正後、左側の四角を見ますと、その詳しい構成については条例に委ねることになります。ただし、文部科学省令を参酌してということになりますので、今後、法律で定められていたこの構成については条例で定めていくことになり、条例改正が必要になってきます。ただし、今のところの情報で言えば文部科学省令の委員の構成については現行の社会教育法とほぼ同様ということございますので、恐らくそう大きな変化はないであろうと思っています。今後こうして国から地方のほうにどんどん主体性を移していく動きが活発になっていくであろうと考えておりますので、それに伴って県のほうでも準備のほうを進めていこうと考えております。以上、3点の報告でした。

○土江GL

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして平成25年度第1回島根県社会教育委員の会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。